

「コープあおもりからの農産品の受取」 第5期受取法人募集について

【概要】

「生活協同組合コープあおもり」では、平成31年より余剰農産品を無償で社会福祉法人に活用いただく取組を行っています。

コープあおもり浪岡物流センターでは、毎週、日曜日から木曜日まで週5日間商品のセットをおこなっています。商品をセットする段階で、農産品に関して「検品作業」をおこなっておりますが、検品時に「商品の傷み、キズ、腐れ等」ではじかれた商品から、傷んだ部分を取りのぞいたりすれば、食してもなんら問題の無い商品を、セット終了の翌日、金曜日にとりまとめています。このとりまとめた商品から、さらに「腐れ、カビ等」の商品を取りのぞいた物量は、カゴ車で2~4台になります。

「生活協同組合コープあおもり」は、この余剰農産品を、社会福祉に寄与する団体等を通じて、福祉サービスを利用している方や、生活に困っている方に対して広く活用していただきたいとの申し出により、社会福祉法人が施設や事業所、生活困窮者等への支援で使用するものです。

令和8年6月から2年間（第5期）の受取する社会福祉法人を募集するものです。

【農産品受取の内容について】

- 1 受取品 農産品（野菜・くだもの等）
 - ・発注より多く注文されたもので、品質には問題ありません。
 - ・バナナ、葉物、キノコ類、根菜類などが多いですが、事前に把握することはできません
- 2 提供者 生活協同組合コープあおもり
- 3 受取期間 令和8年6月から令和10年5月までの2年間
- 4 受取方法 受取場所に割り当てられた日に取りに行く（月1回程度）
- 5 受取場所 コープあおもり浪岡物流センター（青森市浪岡大字徳才子字山本 27-3）
- 6 受取法人数 15 社会福祉法人（1回につき3法人で受取ります）
- 7 受取日 毎週月曜日（祝日含む、年末年始除く）13時30分
※県社協で受取日を調整します（月1回程度割り当てられます）
- 8 報告書 受取日から2週間以内にGoogle フォームやスプレッドシート等クラウド上で報告。受取した「品目数」と「重量」を報告
- 9 注意事項

(1)受取が決定した法人には、下記の事項をお約束いただきます。決定後、以下の内容の誓約書を県社協に提出していただきます。

- ①受取った農産品については、受取った法人の責任により、安全性が保たれるうちに消費すること
- ②業務内の範囲で食品を使用すること。不特定多数への提供はしないこと
- ③転売・再販は行わないこと

- ④農産品の受取についてはコープあおもりの指示に従うこと
 - ⑤決められた期日までに報告書を県社協に提出すること
 - ⑥1回でも無断キャンセルした場合は受取辞退すること
- (2) 寄贈された農産品は、日常の給食等の食事の提供やイベント等で利用者等への提供で使用可能です。「青森しあわせネットワーク」の参加法人は、困窮者支援等で相談者に提供することができます。
- (3) 受取日に受取できない時は、次のとおり対応していただきます。
- ①期間途中で受取辞退したい場合は、県社協に申し出てください。
 - ②前日までに受取に行けないと分かっている場合は、県社協に連絡してください。
 - ③当日行けなくなった場合や遅れる場合は、浪岡物流センターに直接連絡をしてください。
- (4) 連絡をしないまま受取に行かなかった（無断キャンセル）場合、受取辞退とみなし、当該日以降の受取はできません。
- (5) 連絡や報告はメールやグーグルのクラウド上で行います。これらのツールで青森県社協と連絡が蜜にとれ、返信可能な法人のみご応募ください。

【受取法人の応募について】

- 1 募集期間 令和8年4月8日（水）～4月30日（木）17時まで
先着順ではありませんので、期間内にご応募ください
- 2 応募方法 Google フォームで受付します。下記よりご応募ください。



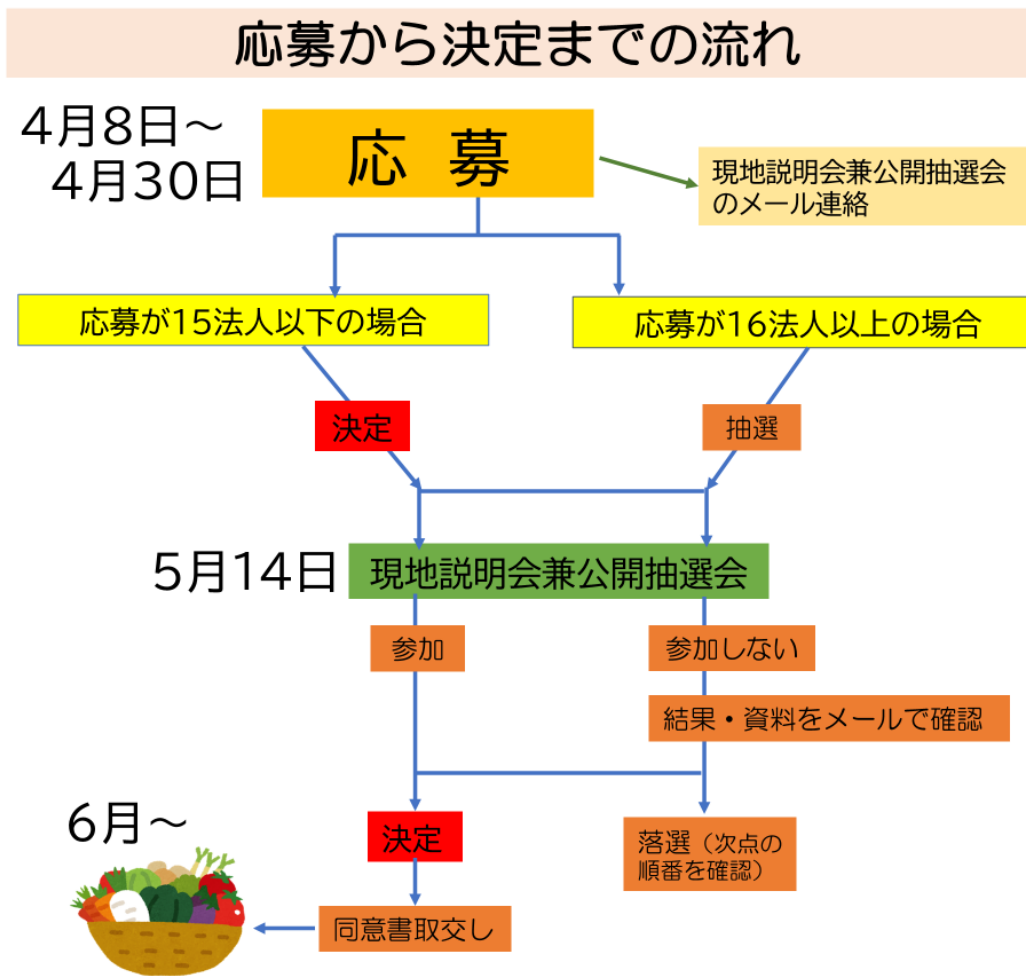
https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScKN1QZCOPf_c4ulwSbFP5f5St2vVnPipFB8W1K6uKq2D56XQ/viewform?usp=publish-editor

3 応募要件

- (1) 青森県内に住所のある社会福祉法人であること。（応募は法人単位）
複数の施設で受取る場合は、割り当てられた中で活用してください。
- (2) 以下の内容を約束できること
 - ①受取った農産品については、受取った法人の責任により、安全性が保たれるうちに消費すること
 - ②業務内の範囲で食品を使用すること。不特定多数への提供はしないこと
 - ③転売・再販は行わないこと
 - ④農産品の受取についてはコープあおもりの指示に従うこと
 - ⑤決められた期日までに報告書を県社協に提出すること
 - ⑥1回でも無断キャンセルした場合は受取辞退すること
- (3) 本会からのメールを受信でき、返信可能なこと。グーグルなどクラウド上で報告ができること

【受取法人の決定について】

- (1) 応募が 15 法人以下だった場合は、応募法人がそのまま決定となります。
- (2) 応募が 16 法人以上となった場合は、抽選で決定します。抽選方法は「くじ引き」で行います。下記を記載した紙を抽選箱から引いて抽選を行います。
 - ・受取法人NO 1～15（15 枚）
 - ・補欠法人NO 1～5（5 枚）
 - ・白紙の紙（応募法人数により変動）
- (3) 現地説明会兼公開抽選会を下記のとおり開催します。参加できる法人は抽選にご参加ください。当日参加できない場合は、県社協が代わりに抽選し、結果及び資料をメールでお送りします。
 - ・日 時 令和 8 年 5 月 14 日（木）13 時 30 分から
 - ・場 所 コープあおもり浪岡物流センター



【問い合わせ先】

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室
〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ2階
TEL：代表 017-723-1391 直通 080-8205-8593 FAX：017-723-1394
E-mail：shiawase@aosyakyo.or.jp
※平日 8：30～17：00 は「代表」にお電話くださいますようお願いいたします。